



乙第48号証

個情第924号

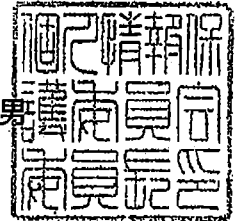
平成30年7月9日

日本年金機構

理事長 水島 藤一郎 殿

個人情報保護委員会

委員長 堀部 政男



特定個人情報等の適正な取扱いについて（指導）

貴機構の特定個人情報等の取扱いに関し、今般、整理された業務委託のあり方等を踏まえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第33条に基づき、下記のとおり、通知する。

記

- 1 公的年金制度の最も重要な執行部分について、責任をもって請け負うという緊張感を持ち、危機管理に関する意識改革を引き続き行うとともに、特定個人情報等の適正な取扱いに向けた取組を継続的に実施すること。
- 2 貴機構における扶養親族等申告書に係る一連の業務における事務処理について取りまとめられた「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会報告書（平成30年6月4日）」への対応について、確実に履行すること。

以上



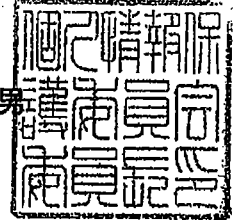
個 情 第 925 号

平成 30 年 7 月 9 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

個人情報保護委員会

委員長 堀部 政男



日本年金機構への監督について（指導）

日本年金機構の特定個人情報等の取扱いに関し、今般、整理された業務委託のあり方等を踏まえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 33 条に基づき、下記のとおり、通知する。

記

日本年金機構が行っている委託業者の監督体制の整備等について、当該取組状況等を継続的に把握し、適切な体制整備が行われるよう、日本年金機構に対して、適切に監督されたい。

以 上